

第 1 2 次

石 川 県 交 通 安 全 計 画

(令和 8 年度～令和 1 2 年度)

石川県交通安全対策会議

まえがき

車社会化の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、交通ルールの遵守や交通安全意識の定着が不十分であったこと、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、昭和45年6月、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)が制定された。

これに基づき、本県では、昭和46年度以降、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、これまで11次・55年にわたる交通安全基本計画を作成し、関係行政機関、関係民間団体等が協力して、各般の交通安全対策を強力に推進してきた。

その結果、県内の道路交通事故の死者数は、昭和47年に183人が亡くなった「交通戦争」と言われた時期と比較すると、令和7年中の死者数は32人と約6分の1にまで減少していることを見れば、大きな抑止効果を上げているものと考えられる。

しかしながら、今なお多くの尊い命が交通事故で失われていることには変わりなく、新たに交通事故被害者等(交通事故の被害者及びその家族又は遺族。以下同じ。)となる方がいる現実を踏まえれば、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。近年において高齢運転者による事故、こどもが犠牲となる痛ましい事故が後を絶たないことから、高齢者や次代を担うこどものかけがえのない命を交通事故から守っていくことも重要である。

また、鉄道交通においても、大量・高速輸送システムの進展の中で、一たび交通事故が発生した場合には重大な事故となるおそれが常にある。

言うまでもなく、交通事故の防止は、県、市町、関係民間団体だけでなく、県民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかねなければならない。

この交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、令和8年度から12年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この計画に基づき、関係行政機関においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

目 次

基本理念.....	1
1 交通事故のない社会を目指して	1
2 人優先の交通安全思想	2
3 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築.....	2
4 交通社会を構成する三要素「人間・交通機関・交通環境」.....	3
5 これからの5年間(計画期間)において特に注視すべき事項	4
6 横断的に重要な事項.....	6
第1章 道路交通の安全.....	9
第1節 道路交通事故のない社会を目指して	9
1 道路交通事故のない社会を目指して.....	9
2 歩行者の安全確保.....	9
3 地域の実情を踏まえた施策の推進	10
4 役割分担と連携強化	10
5 交通事故被害者等の参加・協働	10
第2節 道路交通事故の現状と展望	11
1 道路交通事故の状況等	11
2 交通安全計画における目標.....	16
第3節 今後の道路交通安全対策を考える視点	17
1 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対 策	18
2 こどもの安全確保のための環境整備	19
3 歩行者の安全確保のための意識変容.....	20
4 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備	20
5 外国人の交通安全対策の推進.....	21
6 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安	

全対策の推進	22
7 生活道路における歩行者等の安全確保	23
8 先進技術の活用推進	24
9 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	25
10 地域が一体となった交通安全対策の推進	25
第4節 講じようとする施策	27
1 道路交通環境の整備	27
2 交通安全思想の普及徹底	53
3 安全運転の確保	79
4 車両の安全性の確保	92
5 道路交通秩序の維持	97
6 救助・救急活動の充実	104
7 被害者等支援の充実と推進	109
8 道路交通事故原因の総合的な調査研究	113
第2章 鉄道交通の安全	115
第1節 鉄道事故のない社会を目指して	115
1 鉄道事故の状況等	115
2 交通安全計画における目標	116
第2節 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	117
第3節 講じようとする施策	118
1 鉄道交通環境の整備	118
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	119
3 鉄道の安全な運行の確保	119
4 鉄道車両の安全性の確保	122
5 救助・救急活動の充実	122
6 被害者等支援の推進	122
第3章 踏切道における交通の安全	124

第1節 踏切事故のない社会を目指して	124
1 踏切事故の状況等	124
2 交通安全計画における目標	125
第2節 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	126
第3節 講じようとする施策	127
1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進	127
2 踏切道の統廃合の促進	127
3 冬期間の踏切道の交通安全対策の推進	127
4 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	128
5 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	128